

秋田労働基準監督署発表
令和4年8月16日

【照会先】

秋田労働基準監督署
副 署 長 佐藤厚志
第一方面主任監督官 袴田周
(電話)018-865-3671

報道関係者 各位

医療機関に対する労働時間等の説明会を開催します（令和6年4月から医師について時間外労働の上限規制が適用されます）

秋田労働基準監督署（署長 佐々木一幸）は、医療機関における労働時間等の周知・理解を目的とした説明会を下記により実施します。

◆説明会の目的

①改正労働基準法について

働き方改革への企業の取組が進む中、医師に関しましては、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されております。当説明会においては、猶予後に適用される時間外労働の上限規制について説明いたします。各医療機関につきましては、当説明会を機に、猶予期間中に労働時間の削減に向けた自主的な取組を推進していただきたいと考えております。

②「医師、看護師等の宿日直の許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」について

宿日直業務は労働基準監督署長の許可を受けた場合において、労働時間法制の適用外としていますが、この度、新たに医師、看護師等の宿日直許可基準が通達により示されました。また、「医師の研鑽」についても適切に取り扱うための基本的な考え方が通達により示されました。本説明会では、上記通達についても説明いたします。

◆説明会の概要

- ・日時：令和4年8月23日（火） 午後2時～午後3時30分
- ・場所：秋田市文化会館 4階 第6会議室（秋田市山王7丁目3番1号）
- ・対象：管内の医療機関
- ・内容：改正労働基準法について
医師、看護師等の宿日直の許可基準
医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方
- ・主催：秋田労働基準監督署

◆お問合せ

秋田労働基準監督署 第一方面

TEL：018-865-3671 FAX：018-865-3785

報道機関の皆様には、時間外労働の削減に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。